

2. 障害福祉サービス

障害者総合支援法について

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されたことにより、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。そして、平成 25 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に変わりました。

サービスを利用する障害者は、申請に基づいて決定された受給者証により、サービスの提供事業者・施設との間で、直接契約を行い、サービスを利用します。利用者は、事業者・施設に対して原則としてサービス利用料の 1 割を自己負担額として、所得に応じて決められた月額負担上限額に到達するまで支払います。

ここでは、下記の内容について説明しています。

- (1) 各種サービスの手続きの流れ
- (2) 自立支援給付
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 児童通所給付
- (5) その他の福祉サービス

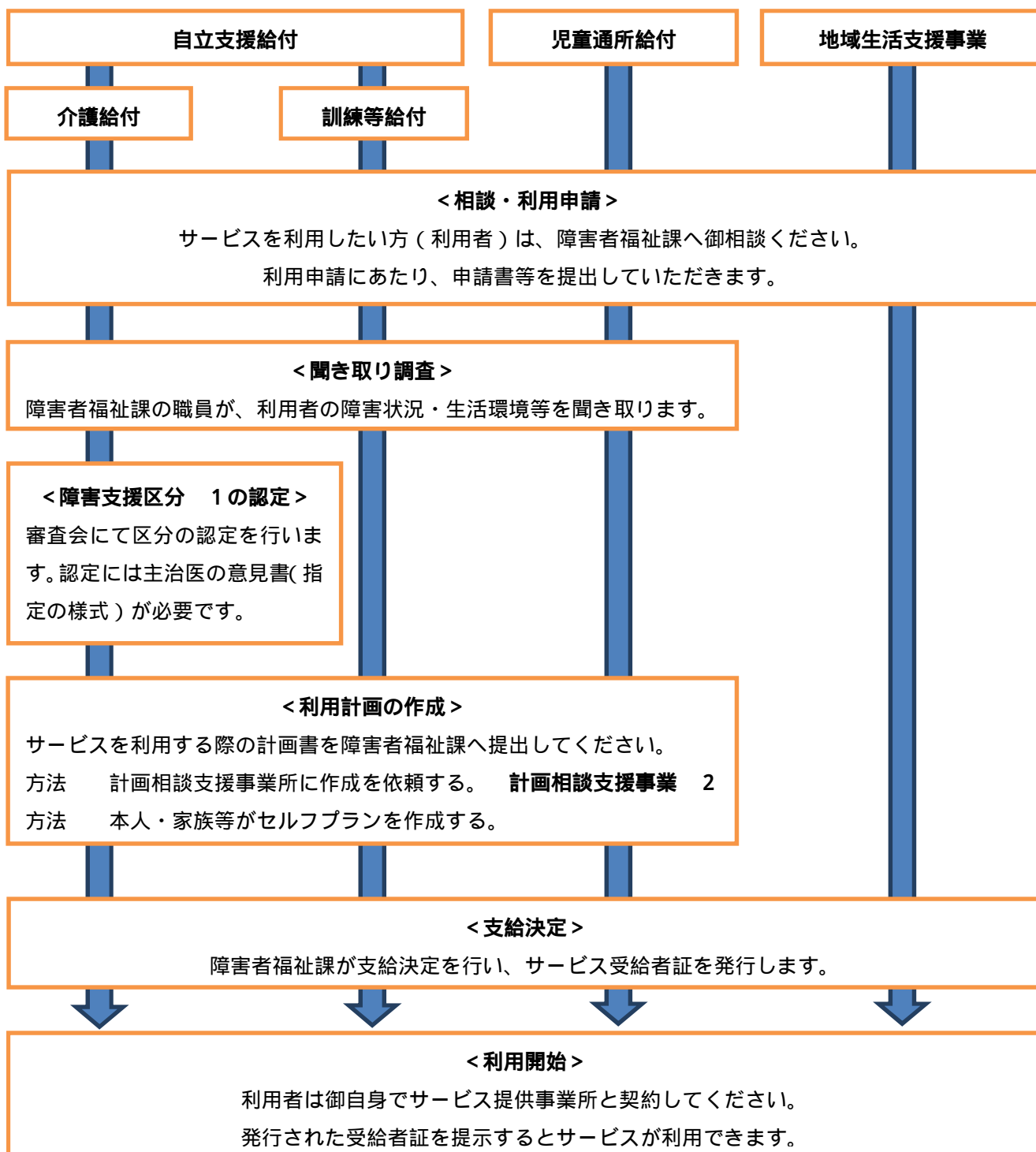
(1) 各種サービスの手続きの流れ

障害者総合支援法の障害福祉サービス、児童福祉法の児童通所サービス、地域生活支援事業等を利用するために必要な手続きは次のとおりです。利用を希望する場合は、本庁舎1階 障害者福祉課（042-620-7367）へお問い合わせください。

受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続きが必要となります。

手続きにはマイナンバーの記入が必要となります。

難病患者等（障害総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）、発達障害の方や療育が必要な方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



1 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1～6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定を受けるためには認定調査（聞き取り調査）医師の意見書が必要です。

- ・「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。
- ・「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要（一部例外あり）ですが、認定調査が必要となります。

2 計画相談支援事業

自立支援給付及び児童通所給付の各種サービスを申請するすべての方が、サービス等利用計画の作成が必要となります。指定特定・(障害児)相談支援事業所または本人・家族が、ご本人に合ったサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行います。事業所で作成した場合、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）も定期的に行います。



(2) 自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則 18 歳以上、65 歳未満（40 歳以上 65 歳未満の特定疾病該当者で介護保険適用の方は除く）の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

対象者は精神手帳又は精神疾患を事由とする障害年金、特別障害給付金を受けている、または自立支援医療（精神通院）を受けているなどの要件があります。

利用には、世帯の収入に応じて利用者負担額が発生する場合があります。

窓口相談・申請は予約制となっております。 本庁舎 1 階 障害者福祉課（042-620-7367）

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護	自立と社会参加が促進されることを目的として、自宅で、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の援助を実施しています。ホームヘルパーの支援は、日常生活の生活能力を向上させる視点で、自発的かつ適切に家事等が出来るように促し、共同で実践することです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅等での介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練/生活訓練/宿泊型）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、相談に応じ必要な情報提供や助言等の支援を行います。障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、知的障害や精神障害により、理解力や生活力等に不安がある方が対象です。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者の職場への定着及び就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面の課題に関する相談に応じ、指導、助言、事業所や関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。
	就労継続支援 （A型、B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害支援区分が必要な場合、障害支援区分認定が必要です。		

(3) 地域生活支援事業

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように八王子市で実施している事業です。精神障害の方に該当する対象事業を掲載しています。

移動支援事業

内容	社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出時における移動支援を実施します。 (原則、定期的な通勤・通学(を除く)などは認められません) 小・中・高校の児童及び生徒で、保護者の通院や入院・冠婚葬祭等、緊急またはやむを得ない事由により通学時に保護者が付き添えない場合、保護者に代わり通学支援を行います。
対象者	八王子市内在住の小学生以上の方で、次のいずれかに該当する方。 ・愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、視覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付を受けている方 又は精神疾患を事由とする障害年金、特別障害給付金、自立支援医療(精神通院)を受けている方等 ・小・中・高校の児童及び生徒で、身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方) 内容 の支援に限定して利用が可能です。
サービス内容	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加、または外出のための移動支援です。 月30時間が上限です。(15歳未満の場合は月12時間が上限)
利用者負担	所得に応じて利用者負担があります。 付き添うヘルパーにかかる交通費は実費となります。
申請・相談先	本庁舎1階 障害者福祉課 (042-620-7367)

日中一時支援事業

内容	指定施設で、一時的に保護します(日中利用のみ)。
対象者	・八王子市内在住で65歳未満の方(40歳以上65歳未満で介護保険適用の方は除く) ・愛の手帳、身体障害者手帳1・2級、医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方
サービス内容	保護者等の疾病・事故・冠婚葬祭等により、一時的に家庭での介護が困難になった対象者を指定施設で保護します。(月56時間以内)
利用者負担	所得に応じて利用者負担があります。
申請・相談先	本庁舎1階 障害者福祉課 (042-620-7367)

(4) 児童通所給付

障害がある、もしくは発達に偏りや遅れのある子どものサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービスの種類	対象者	内 容
児童発達支援	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる原則未就学の児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。また、施設の有する専門的機能を活かし、地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」もあります。
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた児童（就学児～原則18歳未満）	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

多子軽減のご案内

同じ世帯の中で上記の通所支援事業所または以下の施設に通う未就学児が2人以上いる場合や、第一子が就学年齢以上であっても、所得に応じて自己負担が軽減されることがあります。なお、在園証明書が必要な場合があります。

施設：幼稚園・特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園

【児童通所サービスを利用する方法】

詳しい事業所内容については、別冊『八王子市通所施設ガイドブック』を参照して直接事業所にご相談の上、通所が決定したら、本庁舎1階 障害者福祉課（042-620-7367）で手続きが必要です。

手続き時に必要な持ち物は状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

また、児童福祉サービスを利用する際は、サービスを利用するための計画（サービス等利用計画）の作成が必要となります。詳しくは、障害者福祉課でご案内いたします。

(5) その他の福祉サービス

ういずサービス(有償家事援助サービス)

内容	高齢者や障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の方々の協力を得て、有償で家事援助などのサービスを提供しています。		
対象者	市内に住み援助を必要とする方で下記のいずれかに当てはまる方 ・おおむね65歳以上の方 ・心身に何らかの障害のある方 ・ひとり親家庭の世帯 ・産前産後、病気やけがの方		
利用手続き	登録が必要 登録の申し込みは、電話または来所によりできます。		
サービス	会費：月額 1,000円		
		利用料金(1時間当たり)	
	内容	9:00~17:00	7:00~9:00 17:00~21:00
	食事の支度 後片付け 洗濯・布団干し 掃除・整理整頓 買い物・薬とり 話し相手 外出の付き添い 見守り その他	800円 ただし、1時間を超えた場合、30分ごとに400円加算 (交通費別途)	1,000円 ただし、1時間を超えた場合、30分ごとに500円加算 (交通費別途)
	日曜日・祝日は 1時間当たり 1,000円となります。		
申請先	八王子市社会福祉協議会 〒192-0081 八王子市横山町11-2 金子ビル4階八王子市ボランティアセンター内 042-649-5010 FAX 042-649-8478		

